

2021 年 6 月 1 日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

三重県桑名市吉之丸 8 番地
株式会社柿安本店
代表取締役社長 赤塚 保正

三重県桑名市吉之丸 8 番地
株式会社KHフードサービス
代表取締役社長 岡本 卓也

株式会社柿安本店（以下「分割会社」といいます。）は、2021 年 4 月 13 日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021 年 6 月 1 日をもって、株式会社KHフードサービス（以下「新設分割設立会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が営むレストラン事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行いましたので、会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2021 年 6 月 1 日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

本分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割であり、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割であり、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はないため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続

本分割により分割会社から新設分割設立会社へ承継する債務については、重疊的債務引受けの方法により承継することから、分割会社の債権者は、当該承継債務について本分割後も分割会社に対して債務の履行を請求することができるため、本分

割について異議を述べることはできません。そのため、債権者保護に関する手続（会社法第 810 条の規定による手続）は実施していません。

3. 本分割により新設分割設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、新設分割計画書の記載に従い、2021 年 6 月 1 日をもって、分割会社からレストラン事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の額は 1,350 百万円（概算値）、負債の額は 423 百万円（概算値）であります。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上